

特別展「仮面絢爛」 釈文集

※一部史料の割書は◇内に表記した。またすべての史料に釈文を付してはいない。

2 星谷寺梵鐘銘拓本（八幡義生氏資料）

相州 星谷寺  
 奉鑄 鐘一口  
 嘉禄三年<sup>丁亥</sup>正月廿一日  
 大勸進金剛仏子秀毫  
 大檀越沙弥 西願  
 大檀那源朝臣信綱  
 大工源吉国  
 勸進金剛弟子  
 秀範

3 東漸寺梵鐘銘拓本（八幡義生氏資料）

久良岐古拓提号曰東漸前  
 主山僧宗鑑縁契檀門掃蟻  
 窟蜂房革為禪刹幢々雲水  
 交武於途然視諸方叢林所  
 宜有者闕典住山了欽独病  
 無洪鐘諭晦明自知一力難  
 成旁募衆縁得弁大器既就  
 矣無銘其可乎

銘曰

大器円成 遐邇旬旬 覺無孤客  
 息苦幽生 声不到耳 耳奚到声  
 無来無去 非虧非盈 根塵消殞  
 自他齐平 円通三昧 触処洞明  
 鳥回兔転 海晏河清 板図伝遠  
 帝基不傾  
 時永仁六年<sup>戊子</sup>孟春望日住山比丘了欽謹題  
 大工大和權守物部国光

20 広綱寄進状

河勾庄平間之内敷地料田之事、從就于往古頭陀寺領之由、為広綱新寄進所令寄附実也、然者於自今已後、不可有相違、如前々勤行等無怠慢可有勤仕者也、仍如件、

大永八<sup>戊子</sup>年

八月三日

広綱（花押）

頭陀寺<sup>千手院 長樂坊</sup>

21 今川義元判物

定

- 一、任先例修造勤行等、不可有退轉事、
- 一、不可背出家之法度衆儀事、
- 一、寺領坊職如前々不可有相違事、
- 一、国并地頭不入可為如前々事、
- 一、寺中門前棟別可為如先規事、
- 一、号檀那不可綺坊職事、
- 一、雖讓与坊職、於不遂出家者、可為寺家計事、
- 右条々、於末代至違背輩者、堅可加成敗者也、仍如件、

天文八年<sup>己未</sup>二月八日 治部大輔(今川義元) (花押)

頭陀寺

22 今川氏真判物

- 遠州頭陀寺領之事、
- 一、從前々之本尊七ヶ名之内増分七貫文、彼地之百姓七郎兵衛尉為訴人申出之条、為始真瑜、其外僧侶任其儀、連判書立明鏡之上者、彼増分寺務永不可有相違、相殘百姓等、若於及異儀者、任七郎兵衛一人、本増共可有寺務之事、
- 一、本尊領并坊領等相拘之百姓等、年貢於令無沙汰者、縱雖為他之被官人、堅申付可有寺務、一切令停止權門狼藉之事、
- 一、寺領・坊領之内、自今以後、其境等令混雜、他領掠置百姓等於有之者、聞立次第令寺務、至彼百姓者、寺領分内可有追却之事、
- 右条々、不可有相違、然者僧衆立合、本尊・堂舍無怠廢樣可申付、若於及異儀、為真瑜異見各可有儀定、猶於違犯之輩者、可加下知者也、仍如件、

永祿三<sup>甲辰</sup>

十月廿四日

氏真 (花押)

頭陀寺并

真瑜僧都

23 今川氏真判物

就今度飯尾豊前守赦免、頭陀寺城破却故、先至他之地可有居住之旨、任日瑜存分領掌了、然者寺屋敷被見立、重而可有言上、頭陀寺之儀者、云今度悉燒失、日瑜云居住于他所、以連々堂社寺家可有再興、次先院主并衆僧中、以如何樣忠節、令失念訴訟之上、前後雖成判形、既豊前守逆心之刻、敵地江衆徒等悉雖令退散、日瑜一身同宿被官已下召連、不移時日頭陀寺城被相移以忠節、頭陀寺一円補任之上者、一切不可許容、兼亦彼衆徒等憑飯尾、頭陀寺領事、雖企競望、是又不可許容者也、仍如件、

永祿七年

十月二日

(今川氏真)  
上総介 (花押)

千手院

24 今川氏真判物

遠江国頭陀寺之事、  
 一、十二坊一乱之刻、悉回祿之間、以連々可有建立、并堂舎等就乱入及大破之条、是又漸々可有修理事、  
 一、先年寺領檢地之上、百六拾余貫文爾相定之云々、雖然若向後於有余分者、永可令新寄進、次飯尾逆心之砌、先衆徒等敵地江雖令退散、日瑜事者頭陀寺城爾相移之間、為其忠節、頭陀寺領并欠落之跡職等一円補任之上者、為一院雖被相計、前々為十二坊之間、一ヶ坊仁五貫文宛令配分、十二坊可有再興之由、尤神妙也、然者十一ヶ坊五拾五貫文、并本堂薬師其外諸堂修理領五拾貫文、千手院領五拾余貫文、都合百六拾余貫文相定之事、  
 一、先衆徒等并先院主、其外横妨之輩、寄事於左右雖企競望、為日瑜先忠之条、不準自余一切不可許容、兼又右之十一ヶ坊僧侶、或為戒行不律敷、或对千手院存疎略、於構無沙汰者、令改易自余之僧侶、可被申付事、  
 右条々領掌畢、守此旨、弥国家安全之可被抽懇祈之状如件、

永祿拾卯年二月廿二日

今川氏真 上総介 (花押)

千手院

42 米山寺書記 (小早川泰雲寄進往生講式装束目録写)

往生講式装束

- 一、佛面 八枚 但うんけひのさく(連慶)(作)
- 一、飛行 六ツ 但縫はく
- 一、はたきぬ六ツ 但うす紅梅うらせんし
- 一、天童のはたきぬ貳ツ 但縫はく裏同
- 内壹ツ縫はく施主
- 御内様并はくゑ壹ツ御局施入
- 但へにしゝら
- 一、裳 六ツ 惣地紋しやひれ縫はく
- 一、袈裟 六ツ 惣地唐錦足しやへに
- 一、旗 八ツ 付龍頭貳ツ
- 一、幡竿 貳本 但はくゑ
- 一、帶 六筋 但縫はく
- 一、天童之腰帶貳ツ 御内様施入
- 一、帽子 八ツ 但うす紅梅
- 一、打敷 壹ツ 但惣金金欄裏せんし
- 中之鏡之金欄施入御内様
- 一、水引 壹ツ 茜、裏右同
- 一、鞆鼓 壹ツ 但惣金
- 付撥貳ツ
- 一、光 六ツ
- 一、かつき 壹ツ

- 一、ぜこ 壹ツ
  - 一、ゆかけ 八ツ
  - 一、襪子 八ツ
  - 一、蓮華 貳ツ
  - 一、荷 壹ツ
  - 一、柄香爐 壹ツ
  - 一、行者 一躰
- 付ばち壹ツ
- 隆景公木像之裏二  
文禄五年丙申二月十五日

右之前、改古悉新寄進、  
小早川中納言隆景号泰雲紹閑

包久次郎兵衛  
正岡休意  
河井惣右衛門

43 東廬山米山寺由来書（一部抜粋）

東廬山米山寺由来書

夫れ當山ハ仁平三<sup>癸酉</sup>年 誓願禪師の開闢にして、一乘圓頓の妙法を傳へ中道實相の宗旨を開闡せられし靈場なり、爾しより歴世相續すること十二代なり、然るに頃は文治三<sup>丁未</sup>年 土肥次郎實平公西國の探題として當國に下向して、沼田庄高山に居住し給ふ、建保の始實平入道し給ひて、當山に就ひて一乘圓頓の戒法を稟給ふとなり、其後承久二<sup>辛未</sup>年 實平公逝去し給て、遺骸を當山に送葬すといへり、又嘉禎元<sup>乙未</sup>年 小早川美作守茂平公諸伽藍を建立し、先侯の牌を安置して仁祠となす、同四<sup>戊戌</sup>年 十一月十一日一條入道太政大臣家政所の下文を頂戴し同年改元の歳なり、曆仁元<sup>戊戌</sup>年 十二月朔日關東の御教書を拝領して、塩入荒野を開き、佛餉燈油修理料田となして不斷念佛堂を建立し、来迎の阿弥陀佛を以て正尊となし、三代將軍を始奉り代々將軍家の御位牌を奉安し、並に次郎實平・弥太郎遠平法躰の自彫なり、木像を安置して、十二の坊舎を置て、昼夜二六時中念佛の聲をして断へざらしめ、代々將軍家の現世安穩・後生善處を祈奉らんとなり、殊に毎歳二月十五日往生結縁の練供養を修せしむ、此故に茂平を以て當山中興の開基と称す、小早川譜系に曰く嘉禎元<sup>乙未</sup>年 新廬山巨真山寺を艸創すといふ是なり、其後延文の頃、小早川安藝守宣平公の七男應庵和尚を請して、住山せしめ宗派を臨濟に改め寺を巨真寺と称せり、歴世相續すること十一代なり、天正のはじめ小早川左衛門佐隆景公巨真の假名字を改め、真名字となして米山寺と名け給ふといふ（巨真山は萬葉にて、こまやまといふ）、慶長二<sup>丁酉</sup>年 小早川隆景公逝去の時しも當寺十代令頼禪師住山なり、高山の元祖次郎實平より十七代の遺骸悉く當山に斂封し奉る、小早川家断絶の頃、當寺十一代令周和尚ハ洛東の東福寺の輪住を得て上洛ありて、然るに慶長五<sup>庚午</sup>年、福島左衛門太夫正則公封をこの國に受け給ふて、小早川家歴代付置する處の寺領悉く皆没収し尽せり、當寺の衰廢こゝに究りぬ、令周禪師帰山して此地に留ること能はず、直に泰雲の記なるもの一軸を袖にして、周防の國吉敷縣に至り、隆景公の室慈光院の新館を訪はれつるに、こゝに新巨真寺なるものを建立して住せしむといふ、如今萩城に移して隆景寺と称するものはなり（隆景寺開祖ハ即ち當寺十一代令周和尚なり）、然して當寺の如きは、小早川家断絶の後、慶長七<sup>壬寅</sup>年 祝融氏の為に驅られて殿宇一時に焦土となる、諸堂もまた日々に傾き、夜々に廢して六十年間住僧だにな

し、見る人誰か痛腸せざらんや、其後元禄のはじめ慈雲禪師なるあり、錫を荒蕪の餘りに卓し千辛万苦して勞を辭せず、終に如今の殿宇を再興して宗派を曹洞に改む、宗光二世養山和尚を請して傳法の始祖となす、通代五位の旌旗立て偏正の宗旨を挙揚し歴世相續して如今至れり、然に延享四<sup>戊辰</sup>年當寺六世萬貞和尚諸堂の傾廢見るに忍びず、本府に愁訴し奉りて有がたくも、御国恩を頂戴して諸堂を修理し鐘樓門・庫院・觀音堂・釈迦堂を再建し諸堂甍を並て、今に至りて旧觀を存するものは偏に本府の深恩なり、恭しく本府の為に武運長久を祈祷し奉りて當山の常規となすもの聊か護法の恩徳に酬ひんと欲するを以てなり、且十二坊の如きは已往の天台宗を改めず不断の念佛を勤修といへども小早川家断絶し給ひて後は、寺領没収せられて、僧坊悉く俗に販し不断の念佛も自ら退轉し、終に二・三の坊舎を存といへども、住僧すらなくひとり日光坊のみありて朔望ことに念佛して今に至る、且二月十五日往生結縁の練供養を執行するのみありて誠に少しく古形の存するなり、諸書旧記多しといえども一見して事實の始末を察すること難し、聊か此記を著して人をして辨見しやすからしめんと云尔、

## 70 鬼来迎問答脚供養（跋文あり）

## 鬼来迎問答脚供養

夫未聞仏法の機強悪にして化し難く立方便にあらずんば、如何が捨邪帰正ならしめん、爰に当寺代々の傳修鬼来迎問答脚供養は、浄家日域第三代の祖師然阿上人、諱ハ良忠勅命に記主禪師、の開修たり、抑其濫觴を尋ぬるに、人王八十六代四条の院の御宇延応元年巳亥春上人諸国に経歴まし／＼て、ひろく真宗を談じたまふに、貴賤林のごとく群りて上人の教誠に随はずといふ支なし、また当国に遊びて遠近の男女に対して、凡入報土の一行を開示したまふに、愚癡闇鈍にして上人の勸化におふせず、恣に獄苦の因を結びて未来解脱の縁をかゝり見ず、故に上人濟度利生の大悲深ふして日々説法止事なし、其ころ当国小見川の城主粟飯原式部太輔胤秀卿、記主上人の悲智雙行良たけて、自行化他の徳ふかき事をしたひて時々浄土の教法を聴聞し、又真宗一大事の十念血脈を伝授し戒師と仰ぎ崇敬実他に超たり、また胤秀卿精舎起立の大願常にかかく、終に人王八十八後深草の院建長二庚戌の星にあたりて当寺を草創し記主上人を開山と仰ぎ、巨徳山光明院浄福寺と名け給ひて、上人を当寺に移し奉る、然阿上人当山に居住まし／＼て利生方便を思唯し、教化衆生の善巧更にやむことなし、或夕暮に上人心をすまして熟／＼と思念すらく、未断凡夫の引導、方便にはしかず、幸なる哉、去ぬる嘉禎年中に余西海に遊びて弁阿上人の付属を受持し、又はからざるに恵心僧都彫刻の十二の菩薩面并に獄官・獄使の鬼面求めずして是を得、常に所持する所也、此宝面を以て、小分結縁の衆生獄中にして薩埵の応用を被る事を似成して、顛倒迷妄の輩を直入正信ならしめんとほつし、経論の説によつて、在世造悪のもの、冥界苦果の受報、また一念称名の結縁によつて魔獄永受の苦患を抜済し、安養浄刹に引接し給ふありさまを学びて、則鬼来迎問答脚供養と名けて、建長四年子の春、上人是を開修し、勸善懲惡のために時々此法要を修し給ひ、愚男愚女に見せしめ一念発起の基とし給ふ、しかふして後、造業の族上人慈悲方便の来迎問答を当山にをいて拝せしより、漸く捨悪修善の信心を萌す、しかしより男女弥陀の悲願に帰して一行三昧に入るもの許多なり、上人この法要を当山に残し修せしめんと欲し給ひて、すなわち菩薩面并に鬼面問答の規則を当山第二世尊觀上人に授け給ふより以来、当寺におゐて代々是を相伝するの法要なり、し

かれども後世猥りに是を修せざれ三十三の星霜をおくりて一度動修すべき大法也、但し規式の一巻並に靈面とも尋常他見を忌てふかく密蔵すべし、自他の二門に如是の大法ある支なし、当山代々の遺弟、可秘々、

此宝面等を平日に出し、穢濁の男女これを拝せば必荒雲風雨の驗あり、常日の拝見を止ヨ、

正和五歳辰三月 浄福寺

十一世良光

跋

鬼来迎問答脚供養規則の縁起ハ、開山上人伝来の後、正和五年辰三月当山十一世良光上人自したゝめ給ふの一巻ありて、則寛政八年当代勤修のときも是を用ゆ、しかるに星霜やゝうつり標相も損じ又字もあざやかならぬ所もあれば、此度野衲三十三めぐりの限年にあたりて、この大法会勸修せし報恩に、新に一巻を寄附し、右古縁起の文を其まゝに写し認、後世の為に布もの也、もとも古縁起も修補をくわえて宝庫に納て什物とす、伏て願くハ法会結縁の衆生と俱に、浄業日々に増進し、願王如来の誓迎を得て、ひとしく九品の宝閣にのぼらんことを云爾、

維時寛政九年丁巳閏七月

総州香取郡下小堀

浄福寺 初住第三十九世

再任第四十二世

明鏡營(印)

86 堰守弥陀本尊由緒書

忝なくも吾本尊之由来を尋ね奉つるに、吾祖先の天斎成者、堀籠村之東北隅大塚なる麓に家内諸共暮せし時、人皇六十一代朱雀天皇之御宇応和元年辛酉年、恵心と云ふ尊き聖人回行し来り、老夫之草庵に一泊し夜終談話して曰く、伺い見れば此家に本尊なし、吾拙なき筆を以て西方弥陀之浄土と承る、その弥陀如来を書写し与ひ玉ふ、老翁阿羅有難やと押戴き、三拝九拝して受玉ふ、その後草木を以て庵室を拵へ、西方に向け如来を安置し玉ふ、夫より年を経て人皇六十六代一条天皇永延二戊子年三月十日夜、老夫に夢に立たせ、此夢に如来之告げ曰く、光明輝きし処、堀となし、田圃開墾に至らば諸人之功德末代に至るべしと御告げ有、その後人皇六十九代後朱雀天皇長徳元乙未年八月十五日、長岡村明神之茂岩窟に当り光明赫灼として用水路を示し玉ふ、依之御示現の如く村々開発す、又人皇九十五代花園天皇文保二戊午年二月、長岡村岩窟を巾六尺式間程に堀開き、夫より拾ヶ村用水灌漑に便す、是より拾ヶ村には水旱の患なし、故に此弥陀を名付けて堰守之弥陀といふ、依てここには書残して後世につとふ也、仍て如件、

元応元年

沙弥

己未正月十五日

栄弥(印)